



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

### ○ 公告

入札公告	(道路建設課)
"	( " )
"	( " )
"	( " )
"	( " )
"	( " )

## 公 告

### 入 札 公 告

国道371号(仮称中南大橋)特殊改良一種工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月6日

和歌山県知事 木村良樹

#### 1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債国補国特一第2号
- (2) 工事名 国道371号(仮称中南大橋)特殊改良一種工事
- (3) 工事場所 伊都郡かつらぎ町花園中南地内
- (4) 工事概要 延長 169m  
橋長 169m  
総幅員 7.0m (6.0m)  
(支間長 23.85m+120.0m+23.85m)  
逆ローゼ桁橋 鋼重量 585.74 t  
架設工法 ケーブルエレクション斜吊工法
- (5) 工期 620日間
- (6) 予定価格 819,228,900円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 653,667,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後VE方式工事である。
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (11) 支払条件 前払金 有  
部分払 有
- (12) 契約の保証 要

#### (13) 議会の議決 要

#### (14) 各会計年度における請負代金の支払限度額

- ア 平成17年度 請負代金の約24%の金額
- イ 平成18年度 請負代金の約61%の金額
- ウ 平成19年度 請負代金の約15%の金額

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

#### (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
  - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
  - エ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
  - オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。)を有する者には850点以上、その他の者には1,000点以上であること。
  - カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
  - ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。  
 ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。  
 エ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が1,200点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に国又は地方公共団体等が発注する最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の鋼構造物工事の監理技術者を配置すること。

カ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

キ 一共同企業体で鋼構造物工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年12月6日(火)から平成18年1月11日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 和歌山県県土整備部道路局道路政策課  
 電話番号 073-441-3092

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年12月13日(火)から平成17年12月15日(木)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で

提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 和歌山県県土整備部道路局道路建設課  
 ファクシミリ番号 073-441-3091  
 e-mail e0802002@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年12月22日(木)から平成17年12月27日(火)までの休日を除く3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年1月4日(水)から平成18年1月11日(水)まで

イ 提出先 〒640-8799  
 和歌山中央郵便局留  
 和歌山県県土整備部道路局道路建設課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。  
 (ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたも

のは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年1月12日(木)午前11時00分から

イ 開札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
県民文化会館 4階 406号室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年1月12日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年1月16日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、国又は地方公共団体等が発注する最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

ただし、同日に開札を予定している他の入札において、落札候補者として配置予定技術者となった者については、資格を認めないものとする。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

(1) 当該工事を受注した和歌山県内に主たる営業所を有しない者は、当該工事の主たる部分が概成するまで、和歌山県が発注する工事予定価格5億円以上の当該工事と同一工種(建設業法別表第1に掲げる鋼構造物工事)の工事に入札参加できないこととする。

また、平成17年7月1日以降に5億円以上の同一工種(建設業法別表第1に掲げる鋼構造物工事)を受注し、主たる部分を完成させていない場合は、当該入札には参加することができないものとする。

(2) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部道路局道路建設課 行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国特一第2号

工事名 国道371号(仮称中南大橋)特殊改良一種工事

工事場所 伊都郡かつらぎ町花園中南地内

共同企業体名 \_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 \_\_\_\_\_

担当者の所属及び氏名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

担当者連絡先(ファクシミリ番号) \_\_\_\_\_

## 入札公告

江川小松原線(仮称入野橋)道路改良工事の入札について、  
条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月6日

和歌山県知事 木村良樹

## 1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債臨交金第21号-  
3

(2) 工事名 江川小松原線(仮称入野橋)道路改良工事

(3) 工事場所 日高郡日高川町入野地内

(4) 工事概要 延長 173.7m 総幅員 8.5m (5.5m)

(歩2.0m)

橋長 173.7m (支間長40.4m~50.1m)

鋼4径間連続非合成2主桁桁橋 鋼重量336.55

8t

(5) 工期 平成19年3月15日まで

(6) 予定価格 425,763,450円(消費税及び地方消費税の額  
を含む。)

(7) 調査基準価格 335,776,350円(消費税及び地方消費税  
の額を含む。)

(8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下  
「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) 支払条件 前払金 有

部分払 有

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

(13) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成17年度 請負代金の約25%の金額

イ 平成18年度 請負代金の約75%の金額

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は、次の(1)に掲げるすべての要件、共  
同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たし  
ていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの  
参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、  
2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

## (1) 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の  
4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営  
業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有す  
る者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、

建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有  
する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業  
法第3条第1項に規定する営業所を有する者であるこ  
と。

オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の  
許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要  
綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受け  
ている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16  
年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者で  
あること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更  
生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生  
法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始  
の申立てがなされている者でないこと。

ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体  
等が発注する支間長35m以上のP C床版を有する鋼  
少数主桁橋の製作架設工事を完成させた施工実績(施  
工中のものを除く。)を有すること。

コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する  
支間長35m以上のP C床版を有する鋼少数主桁橋の  
製作架設工事を完成させた主任技術者、監理技術者又  
は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理  
技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績  
をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14  
年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第  
2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が、1200点以  
上であること。

シ 鋼構造物工事業の監理技術者が5名以上在籍するこ  
と。

## (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに  
掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における  
特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成  
17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に  
算出した鋼構造物工事業の総合点数が1200点以上とな  
ること、又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要  
綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が  
1200点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であるこ

と。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

キ 共同企業体の各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1000点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ケ 一共同企業体で鋼構造物工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年12月6日(火)から平成18年1月11日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部道路局道路政策課  
電話番号 073-441-3092

(イ) 御坊市湯川町財部651  
和歌山県日高振興局建設部総務課  
電話番号 0738-24-2918(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年12月13日(火)から平成17年12月15日(木)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 御坊市湯川町財部651  
和歌山県日高振興局建設部総務課  
ファクシミリ番号 0738-24-2920

e-mail el305611@pref.wakayama.lg.

jp

エ 回答期間 平成17年12月22日(木)から平成17年12月27日(火)までの休日を除く3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年1月4日(水)から平成18年1月11日(水)まで

イ 提出先 〒644-8799  
御坊郵便局留  
和歌山県日高振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由のいかん

にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年1月12日(木)午後1時40分から

イ 開札場所 御坊市湯川町財部651

和歌山県日高総合庁舎 別館 大会議室

(2階)

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年1月12日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年1月16日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業又は代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、支間長35m以上のPC床版を有する鋼少数主桁橋の製作架設工事を完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業又は代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の支間長35m以上のPC床版を有する鋼少数主桁橋の製作架設工事を完成させた経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) ただし、同日に開札を予定している他の入札において、落札候補者として配置予定技術者となった者については、資格を認めないものとする。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒644-8799

御坊郵便局留

和歌山県日高振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債臨交金第21号-3

工事名 江川小松原線(仮称入野橋)道路改良工事

工事場所 日高郡日高川町入野地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒644-8799

御坊郵便局留

和歌山県日高振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債臨交金第21号-3

工事名 江川小松原線(仮称入野橋)道路改良工事

工事場所 日高郡日高川町入野地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)



入札公告

国道424号(仮称修理川2号橋)道路改築工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債国補国改第13号-3

(2) 工事名 国道424号(仮称修理川2号橋)道路改築工事

(3) 工事場所 有田郡金屋町修理川地内

(4) 工事概要 延長 60.0m 総幅員 8.0m (6.0m)  
橋長 60.0m (支間長23.8m~34.8m 2スパン)

鋼2径間連続非合成板桁橋 鋼重量 101.906t

架設工法 ケーブルクレーン架設工法

(5) 工期 360日間

(6) 予定価格 134,432,550円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 調査基準価格 108,121,650円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) 支払条件 前払金 有  
部分払 有

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

(13) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成17年度 請負代金の約75%の金額

イ 平成18年度 請負代金の約25%の金額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は、次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼橋を製作し、ケーブルクレーン架設工法で工事を完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼橋を製作し、ケーブルクレーン架設工法で工事を完成させた主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が、900点以上であること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事業の総合点数が900点以上となること、又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が900点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

キ 共同企業体の各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

### 3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年12月6日(火)から平成18年1月11日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

#### イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部道路局道路政策課  
電話番号 073-441-3092

(イ) 有田郡湯浅町湯浅2355-1  
和歌山県有田振興局建設部道路課  
電話番号 0737-64-1271(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 有田郡湯浅町湯浅2355-1  
和歌山県有田振興局建設部総務課  
電話番号 0737-64-1267(直通)

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年12月13日(火)から平成17年12月15日(木)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 有田郡湯浅町湯浅2355-1  
和歌山県有田振興局建設部道路課  
ファクシミリ番号 0737-62-2630  
e-mail e1304611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年12月22日(木)から平成17年12

月27日(火)までの休日を除く3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

### 4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年1月4日(水)から平成18年1月11日(水)まで

イ 提出先 〒643-8799  
湯浅郵便局留  
和歌山県有田振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。  
(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

- (3) 入札書等の不受理について  
試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。
- (4) 入札の無効について  
試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。
- (5) 失格について  
試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

- (1) 開札は公開とする。  
ア 開札日時 平成18年1月12日(木)午後3時10分から  
イ 開札場所 有田郡湯浅町湯浅2355-1  
和歌山県有田振興局 3階 第四会議室
- (2) 開札状況の公表予定  
公表日 平成18年1月12日(木)
- (3) 落札予定について  
落札予定日 平成18年1月16日(月)
- (4) 入札結果の公表  
落札決定の翌日(休日を除く。)
- (5) 公表方法  
開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ  
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、  
発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

- (1) 資格審査について  
入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。
- (2) 技術資料の審査に関する事項  
技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。  
なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業若しくは代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、支間長25m以上の鋼橋を製作し、ケーブルクレーン架設工法で工事を完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業若しくは代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の支間長25m以上の鋼橋を製作し、ケーブルクレーン架設工法で工事を完成させた経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) ただし、同日に開札を予定している他の入札において、落札候補者として配置予定技術者となった者については、資格を認めないものとする。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれ

- があると認められた者を除く。)を落札者とする。
- 8 低入札価格調査に関する事項  
低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- 9 留意事項  
入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。
- 10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒643-8799

湯浅郵便局留

和歌山県有田振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国改第13号-3

工事名 国道424号(仮称修理川2号橋)道路改築工事

工事場所 有田郡金屋町修理川地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒643-8799

湯浅郵便局留

和歌山県有田振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国改第13号-3

工事名 国道424号(仮称修理川2号橋)道路改築工事

工事場所 有田郡金屋町修理川地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

入札公告

国道424号(仮称新高城橋)道路改築工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債国補国改第12号-11

(2) 工事名 国道424号(仮称新高城橋)道路改築工事

(3) 工事場所 日高郡みなべ町滝地内

(4) 工事概要 延長 37.0m 総幅員 10.5m(6.0m)(歩2.5m)

橋長 37.0m(支間長34.8m)

鋼単純非合成曲線2箱桁橋

鋼重量 118.178 t

(5) 工期 360日間

(6) 予定価格 126,064,050円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 調査基準価格 97,174,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) 支払条件 前払金 有  
部分払 有

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

(13) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成17年度 請負代金の約20%の金額

イ 平成18年度 請負代金の約80%の金額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は、次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、

建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させた主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が、900点以上であること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事業の総合点数が900点以上となること、又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が900点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であるこ

と。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

キ 共同企業体の各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年12月6日(火)から平成18年1月11日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県土整備部道路局道路政策課  
電話番号 073-441-3092

(イ) 御坊市湯川町財部651  
和歌山県日高振興局建設部総務課  
電話番号 0738-24-2918(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年12月13日(火)から平成17年12月15日(木)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 御坊市湯川町財部651  
和歌山県日高振興局建設部総務課  
ファクシミリ番号 0738-24-2920  
e-mail e1305611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年12月22日(木)から平成17年12月27日(火)までの休日を除く3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年1月4日(水)から平成18年1月11日(水)まで

イ 提出先 〒644-8799  
御坊郵便局留  
和歌山県日高振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。  
(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年1月12日(木)午後4時から

イ 開札場所 御坊市湯川町財部651

和歌山県日高総合庁舎 別館 大会議室  
(2階)

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年1月12日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年1月16日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業又は代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、支間長25m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業又は代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の支間長25m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させた経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) ただし、同日に開札を予定している他の入札において、落札候補者として配置予定技術者となった者については、資格を認めないものとする。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれ

があると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒644-8799

御坊郵便局留

和歌山県日高振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国改第12号-11

工事名 国道424号(仮称新高城橋)道路改築工事

工事場所 日高郡みなべ町滝地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒644-8799

御坊郵便局留

和歌山県日高振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国改第12号-11

工事名 国道424号(仮称新高城橋)道路改築工事

工事場所 日高郡みなべ町滝地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)



## 入札公告

林道将軍川線第4号橋梁上部工の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月6日

和歌山県知事 木村良樹

## 1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債ふる林道第4-6号-1
- (2) 工事名 林道将軍川線第4号橋梁上部工
- (3) 工事場所 東牟婁郡古座川町添野川地内
- (4) 工事概要 延長 130m 総幅員 8.0m (6.0m)  
橋長 130m (支間長22.50m + 82.00m + 24.50m)  
逆ローゼ橋 鋼重量 424 t  
架設工法 ケーブルエレクション斜吊工法
- (5) 工期 540日間
- (6) 予定価格 495,569,550円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 384,094,200円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有  
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要
- (13) 各会計年度における請負代金の支払限度額  
ア 平成17年度 請負代金の約10%の金額  
イ 平成18年度 請負代金の約63%の金額  
ウ 平成19年度 請負代金の約27%の金額

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は、次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

## (1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

オ 建設業法に基づく鋼構造物工事の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が、1200点以上であること。

シ 鋼構造物工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

## (2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。
- イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事の総合点数が1200点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が

1200点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

キ 共同企業体の各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1000点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ケ 一共同企業体で鋼構造物工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

### 3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年12月6日(火)から平成18年1月11日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部道路局道路政策課  
電話番号 073-441-3092

(イ) 東牟婁郡串本町串本2491  
和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課  
電話番号 0735-62-0755(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年12月13日(火)から平成17年12月15日(木)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 東牟婁郡串本町串本2491  
和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管

理課

ファクシミリ番号 0735-62-5390

e-mail e1307611@pref.wakayama.lg.

jp

エ 回答期間 平成17年12月22日(木)から平成17年12月27日(火)までの休日を除く3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

### 4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年1月4日(水)から平成18年1月11日(水)まで

イ 提出先 〒649-3503

串本郵便局留

和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終

了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年1月12日(木)午後1時00分から

イ 開札場所 東牟婁郡串本町串本2491

和歌山県東牟婁振興局串本建設部 1階  
会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年1月12日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年1月16日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業若しくは代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業若しくは代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降に最大支間長50m以上のアーチ系鋼橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で完成させた経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員

配置予定技術者の資格(主任技術者)  
ただし、同日に開札を予定している他の入札において、落札候補者として配置予定技術者となった者については、資格を認めないものとする。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒649-3503

串本郵便局留

和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債ふる林道第4-6号-1

工事名 林道將軍川線第4号橋梁上部工

工事場所 東牟婁郡古座川町添野川地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒649-3503

串本郵便局留

和歌山県東牟婁振興局串本建設部総務管理課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債ふる林道第4-6号-1

工事名 林道將軍川線第4号橋梁上部工

工事場所 東牟婁郡古座川町添野川地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

## 入札公告

紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月6日

和歌山県知事 木村良樹

## 1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債広域第1号-1
- (2) 工事名 紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事
- (3) 工事場所 伊都郡かつらぎ町三谷地内
- (4) 工事概要 延長 85.0m 総幅員 7.0m (5.5m)  
橋長 85.0m (支間長 83.6m)  
鋼上路式単純トラス橋 鋼重量 247 t  
架設工法 ケーブルエレクション直吊工法
- (5) 工期 438日間
- (6) 予定価格 294,252,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 228,998,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有  
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要
- (13) 各会計年度における請負代金の支払限度額
  - ア 平成17年度 請負代金の約45%の金額
  - イ 平成18年度 請負代金の約55%の金額

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

## (1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、

建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

- オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
  - カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
  - ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
  - コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
  - サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が、1200点以上であること。
  - シ 鋼構造物工事業の監理技術者が5名以上在籍すること。
- (2) 共同企業体の場合
- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。
  - イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
  - ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事業の総合点数が1200点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が1200点以上であること。

- エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。
- キ 共同企業体の各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1000点以上であること。
- ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- ケ 一共同企業体で鋼構造物工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年12月6日(火)から平成18年1月11日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

- (ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部道路局道路政策課  
電話番号 073-441-3092
- (イ) 橋本市市脇4-5-8  
和歌山県伊都振興局建設部総務課  
電話番号 0736-33-4920(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

- ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。
- イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間 平成17年12月13日(火)から平成17年12月15日(木)までの3日間
- イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ウ 受付場所 橋本市市脇4-5-8  
和歌山県伊都振興局建設部総務課  
ファクシミリ番号 0736-33-4928

e-mail el303611@pref.wakayama.lg.jp

- エ 回答期間 平成17年12月22日(木)から平成17年12月27日(火)までの休日を除く3日間
- オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

- ア 提出期間 平成18年1月4日(水)から平成18年1月11日(水)まで
- イ 提出先 〒648-8799  
橋本郵便局留  
和歌山県伊都振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

- ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
  - (ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
  - (イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
  - (ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
  - (エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。
  - (オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。
- イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由のいかん

にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年1月12日(木)午後2時30分から

イ 開札場所 橋本市市脇4-5-8

和歌山県伊都振興局 3階 大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年1月12日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年1月16日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業若しくは代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業若しくは代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降に支間長60m以上の鋼トラス橋を製作し、架設をケーブルエレクション工法で工事を完成させた経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) ただし、同日に開札を予定している他の入札において、落札候補者として配置予定技術者となった者については、資格を認めないものとする。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の

範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒648-8799

橋本郵便局留

和歌山県伊都振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債広域第1号-1

工事名 紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事

工事場所 伊都郡かつらぎ町三谷地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒648-8799

橋本郵便局留

和歌山県伊都振興局建設部総務課行

開札日 平成18年1月12日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債広域第1号-1

工事名 紀の川左岸地区かつらぎ6号橋上部製作架設工事

工事場所 伊都郡かつらぎ町三谷地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)